

○経済産業省告示第四十九号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年三月四日通商産業省令第八号）第九条の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第四百十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成二十年五月十五日から施行する。

平成二十年三月二十六日

経済産業大臣 名

第四号6中「ハ」を「ロ」に改める。



○経済産業省告示第四十八号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第二百七十八号）別表第三の二の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十年五月十五日から施行する。

平成 年 月 日

経済産業大臣 名

第七号中「ロ又はハ」を「ロ」に改める。

第十号を次のように改める。

十 削除

第十一号を次のように改める。

十一 削除

第十三号を次のように改める。

十三 削除

第十四号を次のように改める。

十四 削除

第二十号中「ロ」を「イ、ロ又はヲ」に改める。